



9月定例市議会 補正予算
などの議案を可決・同意

総務課
☎775-4963
FAX775-9819

9月定例市議会は、8月29日～9月16日の19日間の会期で開かれました。この議会では、市内ものづくり企業のセールスポイントをまとめた冊子を作成し、市内外に広くPRするための経費を計上した一般会計補正予算などの議案が審議されました。

このうち市長提出の17議案については、平成27年度決算認定に関する6議案を閉会後に継続審査することとした他は、全て原案どおり可決または同意されました。

●教育委員会委員の任命

教育委員会委員に、岡田栄一氏と大塚崇行氏を任命することが同意されました(下記参照)。

上下水道料金の減免を受けている人は更新の手続きを

業務課
☎775-5161
FAX775-9041

児童扶養手当を受給しており、上下水道料金の基本料金の減免を受けている人は、減免の更新手続きが必要です。手続きをしないと、減免を継続できません。対象者には事前に申請書

を郵送します。☑申請書、児童扶養

手当証書の写し(有効期限が切れていない物を用意して、11月7日(月)～12月15日(土)(祝を除く)に直接または郵送で業務課〒362-0013上尾市1-15-7)へ

雑がみの分別にご協力を!

環境政策課
☎775-6925

西貝塚環境センター
☎775-9872
☎781-9141
FAX781-9166

上尾市の可燃ごみ(平成27年度・約5万2千トンの約36%は紙類です。その中には大切な資源「雑がみ」が含まれています。雑がみの分別にご協力ください。

●「雑がみ」とは

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、紙製容器包装以外の資源化可能な紙類のことです。

雑がみとして出せる物 食品や菓子の紙箱、封筒、はがき(圧着はがきは除く)、ティッシュペーパーの箱(取り出し口のビニールは除く)、トイレトペーパーやラップのしん、包装紙など雑がみとして出せない物 食べ物・油などで汚れた紙、洗剤や線香などのおいのついた紙、写真・写真プリンター用紙、レシートやファクスなどの感熱紙など

教育委員会委員に
岡田栄一氏、大塚崇行氏

教育総務課
☎775-9469・FAX776-2250

10月1日付で教育委員会委員に岡田栄一氏を再び任命しました。任期は平成30年9月30日までです。



岡田栄一氏/歯科医師。現在、埼玉県北足立歯科医師会会長、上尾市健康増進計画推進会議特別委員、市立大谷中学校学校歯科医。西宮下在住

10月1日付で教育委員会委員に大塚崇行氏を新たに任命しました。任期は平成32年9月30日までです。



大塚崇行氏/会社役員。現在、上尾商工会議所常議員、上尾市社会福祉協議会理事。上尾市PTA連合会会長、上尾ロータリークラブ会長などを歴任。緑丘在住

●「雑がみ」の出し方

雑がみは紙袋に保管しておき、紙ひも(ビニールひもでも可)などで十字にしばります。「新聞・段ボール・雑がみ・古布」の収集日、または地域のリサイクル日に出しましょう。

※古紙は種類ごとに用途が違つたため、正しく分別することが大切です。



防災行政無線を用いた
緊急情報の伝達訓練

危機管理防災課
☎775-5140
FAX775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラ

【放送内容】

情報伝達手段	内容(予定)
防災行政無線による試験放送	市内128カ所に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。 ①「こちらは、防災上尾です」 ②「これは、テストです」を3回 ③「こちらは、防災上尾です」

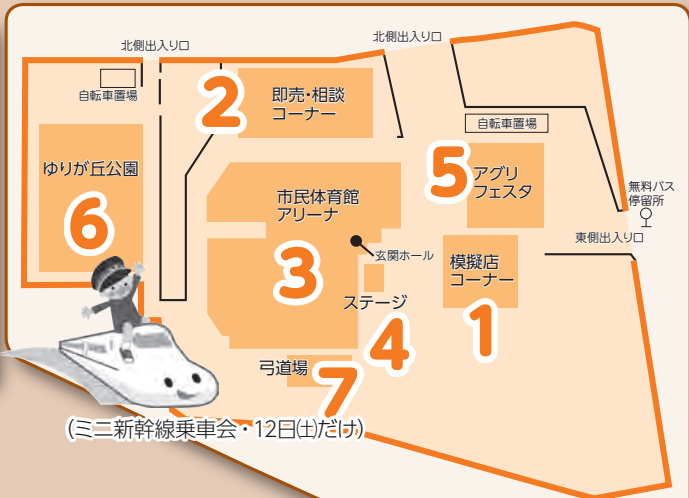
「ラート」を通じて送られてくる緊急情報を防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。この訓練は全国一斉に行われます。☎11月29日(火)11時ごろ

第43回 あげお産業祭

11月12日(土)・13日(日)10時～15時30分 市民体育館・ゆりが丘公園

商工課 TEL777-4441・FAX775-5024、農政課 TEL775-7384・FAX775-9872、市観光協会 TEL775-5917・FAX775-5024

会場・駐車場案内図



※会場には駐車場がありませんので、無料シャトルバスをご利用ください。車でお越しの場合は、UDトラックス(株)駐車場が大谷中学校臨時駐車場(雨天時利用不可)をご利用ください。

無料シャトルバス (8:45～16:30に15～20分間隔で運行)
①会場⇄UDトラックス(株)駐車場 ②会場⇄JR上尾駅西口(埼玉りそな銀行前)

1・2 模擬店・即売・相談コーナー

12日(土)・13日(日)

- 模擬店
- 市内商店の物産販売
- 各種相談コーナー



3 市民体育館アリーナ

12日(土)・13日(日)

- 市内工業製品の展示
- スタンプラリー
- 電気スタンド作り

12日(土)

- 農産物共進会(市内農産物の品評会・販売)



13日(日)

- 親子ロボット教室 (10:00～12:00・事前予約制)
- 手作り紙芝居(10:30～12:00)
- 自転車試乗会(13:30～15:00)
- アップペーゴイベント(13:30～15:00)
- あげお郷土こどもかるたであそぼう (13:00～15:00・玄関ホール)

4 ステージ

12日(土)・13日(日)

各種団体舞台演技

12日(土) ①10:40～②14:20～

それいけ!アンパンマン ショー

(握手会は12:30～ゆりが丘公園)



©やなせたかし/フレーベル館・TMS・NTV

13日(日) 10:00～10:20

聖学院大学アカペラサークル出演

13日(日) ①11:30～②14:40～

ウルトラ3大ヒーローショー

(握手会は12:30～ゆりが丘公園)



©円谷プロ ©ウルトラマンオーフ製作委員会・テレビ東京

5 アグリフェスタ

12日(土)・13日(日)

- 地場産農産物の販売
- 上尾市とゆかりのある地域の特産品販売

6 ゆりが丘公園

12日(土)

- ミニ新幹線乗車会 **有料**
- H5系北海道新幹線はやぶさ ロードトレイン登場! (雨天中止)
- (10:00～12:00・13:00～15:00、受け付け/ゆりが丘公園外周路、整理券配布)



JR北海道商品化許諾済

- 本宮市木工教室「子どもたちと木のふれあいスペース・木の貯金箱作り」
- (①10:00～②11:00～③13:30～④14:30～、受け付け/ゆりが丘公園テント内)(先着各10組)

- 子どもストライダー体験
- 10:00～15:30

13日(日)

- フリーマーケット
- 10:00～15:30
- 子牛・ミニ豚の写生会
- 10:00～15:30



※ストライダーイメージ図

7 弓道場

13日(日)

- 弓道演武・体験
- (演武/10:00～12:00、体験/13:00～15:00)

時とき 所ところ 内内容 対対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

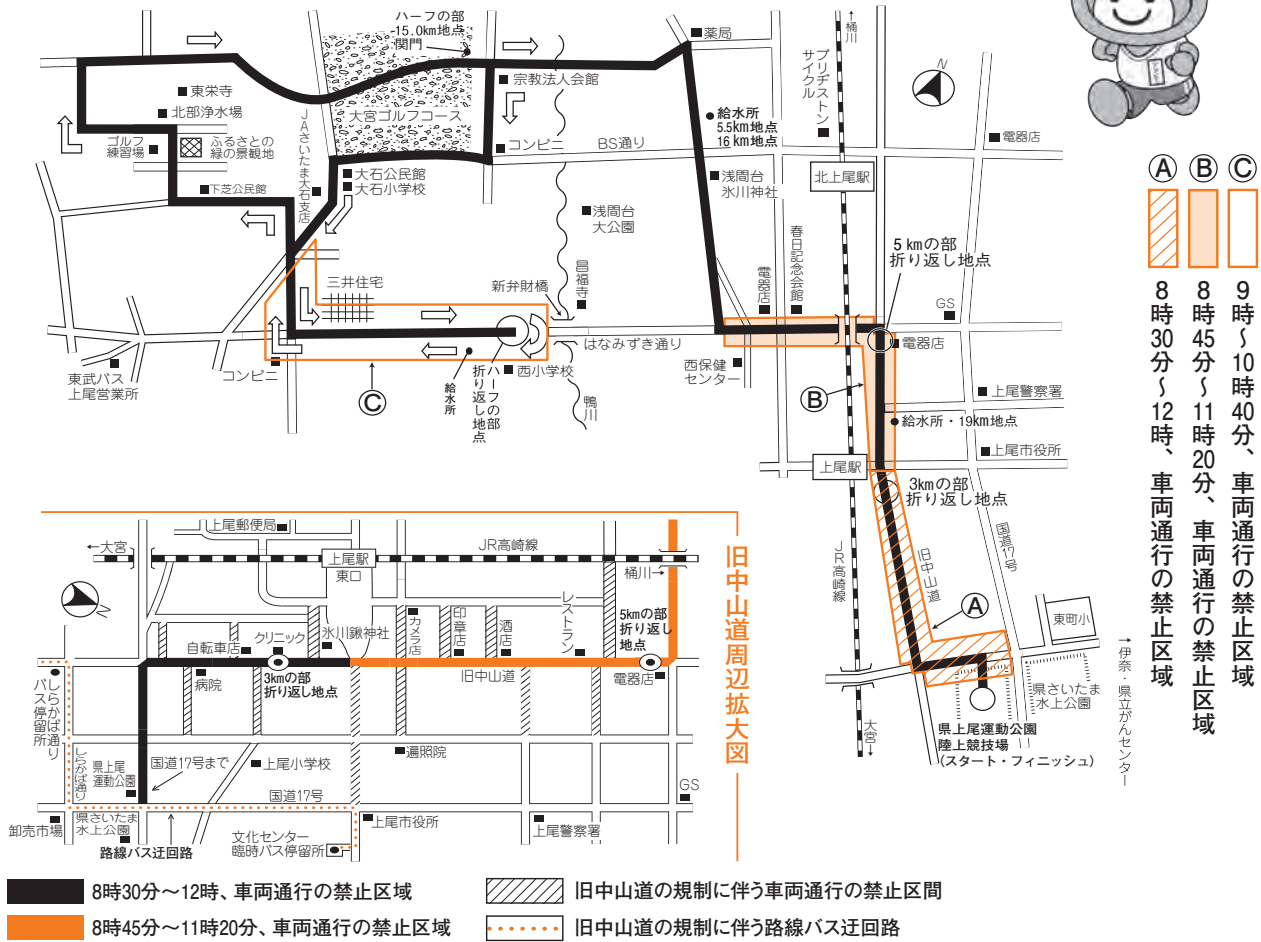
11月20日(日)
開催

上尾シティマラソンの交通規制にご協力を

スポーツ振興課 ☎781-8112・FAX776-2250

2016上尾シティマラソンを11月20日(日)に開催します。当日マラソンコースになる道路は、ランナーの通過する時間帯が交通規制の対象になります。特に下図に示した部分の道路は大幅な交通規制が行われますので、車やバスなどで出掛ける際には注意してください。

安全と事故防止のため、現場の警察官や大会競技役員の誘導に従い、コース内の駐車もご遠慮ください。当日は、コース周辺道路が大変混雑しますが、ご協力をお願いします。



- A** 8時30分～12時、車両通行の禁止区域
B 8時45分～11時20分、車両通行の禁止区域
C 9時～10時40分、車両通行の禁止区域

ひとり親家庭等医療費支給制度に
登録している人(児童扶養手当受給
者を除く)は、引き続き制度を利用で
きるかどうかを審査するため、毎年
11月に現況届の提出が必要です。対
象者には10月下旬に通知書を郵送
しましたので、通知書に記載された
必要書類と印鑑をお持ちください。
【申請期間】11月1日(火)～15日(火)【提
出先】子ども支援課

子ども支援課 ☎775-6819
FAX774-5342

ひとり親家庭等医療費 支給制度の現況届の提出

市役所本庁舎1・2階(市民税課、納
税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・
5階(子ども支援課、保育課に限る)の
窓口と尾山台・上尾駅出張所は、土曜日
も業務を行っています。11月26日(土)
は各業務窓口で使用している基幹系シ
ステムの更新作業を行うため業務を休
みます。

行政経営課 ☎775-3963
FAX776-8873
市民課 ☎775-5128
FAX775-9827

11月26日(土)は本庁舎と
尾山台・上尾駅出張所の
業務を休業

市長 キラリ通心

旅の楽しみ

市長 島村 穰



市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。

空気が澄み、樹々も紅や黄色に色付き、全身で秋を感じられる季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

このたび、『ことりっぶ』の上尾版を作製しました(10ページ参照)。『ことりっぶ』は、「co-Trip」つまり「小さな旅」という意味合いが込められています。この冊子は、「働く女性が週末に行く、2泊3日ほどの旅を案内する国内ガイドブック」として人気のシリーズです。官民協働で作製した上尾版は「自然景観と江戸時代の面影」という切り口で上尾の魅力を再発見し、“おさんぽ”するような旅を提案しています。私は日々、市内の隅々まで訪れているつもりですが、この冊子では私も気付かなかった、“キラリと光る場所や場面”を、きれいな写真と共に紹介しています。旅は、普段見ない景色に

包まれ、おいしい食べ物と出合ったり、そこに暮らす人たちの思いに触れたり、たくさんの楽しみ方があります。私も大好きです。

旅に関する言葉に、「未知の世界を探求する人々は、地図を持たない旅行者である」というものがあります。これは、昭和24(1949)年に日本人で初めてノーベル賞を受賞した物理学者、湯川秀樹さんの言葉です。近年は日本人のノーベル賞受賞が続き、先日ノーベル生理学・医学賞の受賞が発表された大隅良典さんおおすみよしのりで25人を数えます。基礎研究に没頭した大隅さんは、先の見えない世界を歩き続け、挑戦してきた旅人に他なりません。自然科学の分野では、受賞理由となった研究を始めた年から受賞までの平均年数は27年であるというデータもあります。まさに、「旅」というにふさわしい長い道のりだと深く感じ入りました。

さて、市内では今月、あげお産業祭や上尾シティアラソン、あげおイルミネーションなどを開催します。皆さんもイベントをきっかけに市内を巡る小さな旅に出てみてはいかがでしょうか。移動手段に市内循環バス“ぐるっとくん”を使ったり自転車に乗ってみたりと、普段と目線を変えるのも一案です。新たな上尾の魅力にきっと気が付くはずですよ。

平成29年 上尾市成人式

生涯学習課 ☎775-9490・☎776-2250

20歳の皆さん、成人おめでとうございます。大きく飛躍しようとしている皆さんをお祝いするため、次のおり成人式を開催します。時平成29年1月8日(日)①第1回/10時~11時10分(受け付け/9時30分~)②第2回/13時~14時10分(受け付け/12時30分~) ※1月9日(祝)の成人の日ではありません。

市市民体育館(文化センター改修工事のため) ☒

平成8年4月2日~平成9年4月1日生まれで①市内のJR高崎線西側に在住の人②市内のJR高崎線東側に在住の人 ※中学校卒業時に市内に在住で、その後市外に転出した人も出席できます(申し出により案内状を郵送します)。案内状は11月1日(火)現在の住民登録(外国人住民を含む)を基に、12月上旬に郵送します。11月1日以降の市内転入者や前記の条件を満たす人は生涯学習課に連絡してください。 ※駐車場に限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。



平成28年の成人式

ひとり親家庭などへ 就学支度金を支給

子ども支援課 ☎775-6819

☎774-5342

県では、ひとり親家庭または養育者家庭の児童が中学校に入学する時、就学支度金を支給します。☒ 平成29年4月に中学校に入学する児童を養育している母子家庭の母、父子家庭の父または父母のいない児童を養育している人で、生活保護世帯を除く市民税非課税世帯の人(申請者、同居の親・兄弟姉妹などの扶養義務者それぞれ全員の平成28年度

の市民税額が0円であった世帯に限る) 【支給額】対象児童1人につき1万円 ☒保護者名義の普通預金(貯金口座番号)が分かる物の他①年金受給者はその記号と番号②児童扶養手当受給者は証書番号③ひとり親家庭等医療費制度登録者は受給者番号が分かる物をそれぞれ用意して、11月30日(水)までに子ども支援課へ ※平成28年1月1日現在、上尾市に住民登録がなかった人は市町村民税非課税証明書が必要です。 ※期限を過ぎると申請を受け付けることができませんので注意してください。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ ※記載のないものは「無料」

秋季全国火災予防運動

消防本部予防課 ☎775-1314
☎775-2230

11月9日(水)～15日(火)の期間中に「消しましょう その火その時 その場所」を統一標語に、秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災予防の意識を持ち、高齢者などの死者を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施しています。期間中は、防災無線や消防車両による広報活動を実施します。【重点目標】①住宅防

火対策の推進(住宅用火災警報器(住宅用)の設置促進、たばこ火災防止キャンペーン)②放火火災防止対策の推進③特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底④製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進⑤多くの人が集まる催しに対する火災予防指導などの徹底

●住警器の設置促進の取り組み

①市消防職員による防火訪問 時11月9～15日9時～16時30分 因市消防職員が直接訪問し、玄関先で住警器の必要性などを説明します。希望者には、住宅内を見ながら火災予防のアドバイスを行う「住宅防火診断」も行います。 因市内の戸建て住宅

※期間中、できるだけ多くの住宅を

訪問する予定ですが、市内全ての住宅には訪問できません。②住警器

取り付けサポートの実施 時(土)日(祝)を除く毎日9時～16時30分 因住警器を購入したが、取り付け方が分からないという市内の家庭を、市消防職員が訪問し、電池式の住警器の取り付け作業を行う ※住警器は事前に購入してください。 因直接または電話で予防課(上尾村537、月)～金8時30分～17時15分へ ※住警器が設置されている家庭には、「住警器設置済みシール」を配布しています。

●悪質な業者にご注意

市消防職員が、住警器の販売やあつせんを行うことは一切ありません。悪質な訪問販売には十分注意してください。

2016あげおイルミネーション

市観光協会 ☎775-5917
☎775-5024

上尾の冬の風物詩として親しまれている「あげおイルミネーション」。こしも手作りイルミネーションなどで、上尾の冬を温かく演出します。 時11月19日(土)～平成29年1月7日(土)17時～0時40分 所JR上尾駅自由通路・東・西口ペDESTリアンデッキ、JR北上尾駅東・西口駅前広場 ※11月19日に自由通路で点灯セレモニーを行い、17

暮らし支えた農具たち～国登録有形民俗文化財「上尾の摘田・畑作用具」展～

生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

国登録有形民俗文化財「摘田・畑作用具」は、市内で昭和40年ごろまで使われていた、種初を直播する伝統的な稲作である摘田と、市域の主要な農業である畑作で使われていた農具です。特に摘田用具は、田作り、播種、除草、施肥、収穫、選別調整などの一連の作業で使われた農具を収集しており、農業の移り変わりを伝える貴重な資料です。展示会では、登録された農具の一部を紹介します。この機会にご覧ください。

時11月19日(土)～28日(月)10～18時 所市民ギャラリー(宮本町2-1アリコベル上尾サロン館2階) ※11月19日(土)10時から、資料やその使い方などについてギャラリートーク(展示の解説など)を行います。



摘田用具



畑作用具

キラリ、駅deほっと市

市観光協会 ☎775-5917
☎775-5024

時12月3日(土)13～18時 所JR上尾駅自由通路 因「2016あげおイルミネーション」の開催に合わせ、岩手県陸前高田市と福島県本宮市の特産物と市観光協会推奨土産品などを販売



昨年のあげおイルミネーション (JR上尾駅)

時30分に点灯します。

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(土)～25日(金)

男女共同参画推進センター ☎778-5111・☎778-5112



知っていますか？デートDV

夫婦やパートナーなどの親密な間柄で行われる暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。DVは大人だけではなく大学生や高校生など、交際する若者同士の間でも起きています。この交際相手からの暴力を「デートDV」といい、最近では、SNS(ソーシャル・ネットワークング・サービス)の発達、その便利さと裏腹に、デートDVの増加に拍車をかけています。「携帯電話に交際相手からの居場所の確認メールが来る」「メールや通話記録を見られる」など…。こうしたデジタル機器を監視の道具に使うことも、デートDVの一つ「デジタル暴力」といい、男性も女性も被害者になる可能性があります。

デートDVチェックリスト

- メールの返事をすぐ返さないとする(デジタル暴力)
- メールをチェックする。勝手にアドレスを削除する(デジタル暴力)
- 「バカ」「ブス」「デブ」などばかにしたことを言う(精神的暴力)
- 他の人と仲良くしていると責めたり、友達付き合いを制限したりする(精神的暴力)
- 怖くて自分の気持ちが言えない(精神的暴力)
- 無視する、「自殺する」と脅かす(精神的暴力)
- 自分の言う事を聞かないと怒る、大声を出す、物を投げつける(精神的暴力)
- 物を投げたり、投げつけたりする(精神的暴力、身体的暴力)
- 殴ったり、蹴ったり、髪の毛を引っ張ったりする(身体的暴力)
- お金を貸しても返さない、いつもおごらされる(金銭的暴力)
- キスや性行為を無理に要求したり、避妊に協力しない(性的暴力)

DV、デートDVは身近にあります

女性の被害経験は配偶者からは約4人に1人、同居(同棲)する交際相手からは約3人に1人、交際相手からは約5人に1人です(平成27年3月内閣府男女共同参画局調査)。

「別れたらいいのに」と思うかもしれませんが…

人生経験の未熟な若者は、デートDVの関係では、「自分さえ我慢すれば…」「愛されているから怒られるのだ…」などと思い被害の認識がなく、また「別れたら、絶対に許さない」「自殺する」などと脅され、恐怖心から離れられないこともあります。

交際相手との関係に悩んで相談されたら

ゆっくり話を聞いてあげましょう。そして、理由はどうあれ、「暴力を振るう行為は間違っている」「あなたは悪くない」と繰り返し伝えてください。家族や先生など身近な大人や専門の相談機関、緊急の場合は警察に、勇気を持って相談するように勧めてください。

相談窓口

一人で悩まず、まずは相談してください。 ※特に記載のないものは祝日・年末年始が休みです。(無料)

相談機関	電話番号	相談時間など
男女共同参画推進センター (女性のためのDV電話相談)	778-5110	毎週(月)10～12時・13～16時 (予約不要)
男女共同参画推進センター (女性のための相談)		毎週(水)10～12時・13～16時 (1回の相談は50分・予約制)
上尾警察署 (警察安全相談担当)	773-0110	緊急の場合は110番
県男女共同参画推進センター With Youさいたま	600-3800	(月)～(土)(第3木を除く) 10時～20時30分
県男女共同参画推進センター With Youさいたま(男性 のための男性臨床心理士 による電話相談)	601-2175	毎月第4日(日)11～15時
婦人相談センター (DV相談担当)	863-6060	(月)～(土)9時30分～20時30分、(日)・(祝)9時30分～17時

※男女共同参画推進センターでは、配偶者暴力相談支援センター業務を行っています。

デートDV予防セミナー ～デジタル暴力を考える～

☎11月21日(月)14～16時 所 コミュニティセンター 図 若者の間で深刻な問題となっているデートDV。特にデジタル機器による暴力の理解と支援について学ぶ 【講師】西山さつきさん(NPO法人レジリエンス副代表) 図 市内に在住・在勤の人 定 70人(先着順) ☎11月1日(火)から電話で男女共同参画推進センターへ ※一時保育希望の人は保育施設を紹介しますので、11月14日(月)までに連絡してください。

メールマガジンのご利用を

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

市では防災・子育てなどさまざまな生活情報を、メールマガジンで随時配信しています。登録は市ホームページから行えます。配信情報は下表のとおりです。



ジャンル	配信内容	ジャンル	配信内容
安心・安全メール	不審者情報、悪質商法に関する緊急情報、一般的な防犯・防災情報など	あげお“ほっと”便	お知らせや市政の最新情報など
防災無線情報	防災行政無線の放送内容	選挙情報	選挙に関する情報
火災情報	市内の火災に関する情報	子育てアッピーメール	子育て支援に関する情報 子どもの健康やイベント情報など

※内容によっては、配信が深夜になる場合もあります。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問合わせ

あげお ヒューマンライツミーティング 21

～人権のつどい～ 12月3日(土)コミュニティセンター

人権男女共同参画課
☎775-5117・☎778-5112

団体名	内容	とき
ワークショップ	市国際交流協会 ミニ講演/外国人の人権について考える ～日本語教室のボランティアとして外国の人たちに接して～	13:10～ 14:20
	彩の子ネットワーク 二ヶ月の赤ちゃんが教えてくれた《人権》さほんの基 ～みんなで話そう「赤ちゃんの意見表明権」～	
	杜の家 当事者の方々とスタッフが自身の経験を生かして語り合います	
	手をつなぐ親の会 「障害を持って生まれた子どもを育てて」 今、何が必要だと思いますか	
	女性フォーラムあげお 女性の健康講座 乳がんについて	
認知症キャラバンメイト 掲示とビデオ上映/正しく知ろう認知症「認知症の人への接し方」		
ホールの催し	がらがらどん ミュージカル『ふしぎの国のアリス』再演/リズム とハーモニーの魅力が加わった素敵な世界をお楽しみください	12:00～ 13:00
	人権標語・人権作文表彰式	14:30～ 15:00
	人権講演会「命の輝き」 ～車イスから見える世界ってけっこう素敵～	15:00～ 16:30

☎12月3日(土)12時～16時30分 ㊦ホール・集会室/左表のとおり ロビー/障害者就労施設製品販売コーナー ※1歳～未就学児が対象の託児(有料)があります。託児を希望する人は11月29日(火)までに直接または電話で人権男女共同参画課へ申し込んでください。 ※ホールには手話通訳があります。

●人権講演会「命の輝き」

～車イスから見える世界ってけっこう素敵～

車イスで子育てをしながら実感した生きる喜び、命の尊さ。命や愛の輝きが伝わってきます。

☎12月3日(土)15時～16時30分 【講師】又野亜希子さん(『ママの足は車イス』著者、元幼稚園教諭・保育士) ㊦300人(定員になり次第締め切り)



【プロフィール】またの・あきこ

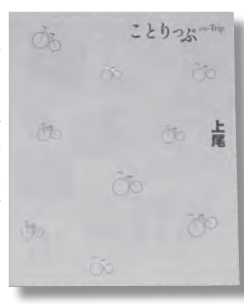
交通事故により頸髄損傷し、重い障害を負う。退院後、第一子を出産。車イスママの子育てがTBS、テレビ東京などでドキュメンタリー放送。講演会や執筆活動など活躍中。著書に『ママの足は車イス』、絵本『ちいさなおぼけちゃんとくるまいますのななちゃん』(あげび書房)

『ことりっぷ上尾』発行記念イベント

情報・賑わい発信ステーション「あびっと！」☎・☎871-7660

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

9月23日、市と特定非営利活動法人AGETTO、株式会社昭文社の三者が協働で、市内の名所などの魅力をPRする小冊子『ことりっぷ上尾』(カラー印刷、16ページ)を発行し、同日から市内外の公共施設、駅、紀伊國屋書店さいたま新都心店などで無料配布しています(各施設とも、なくなり次第終了)。また、より広く情報を発信するため、「ことりっぷ電子書籍版」も展開しています。さらに、下記の日程で発行記念イベントを開催します。



とき	ところ	内容
11/5(土) 13:30～ 16:00	JR上尾駅東口 ペDESTリアンデッキ	『ことりっぷ上尾』の無料配布 ステージ(予定)/キラリ☆あげおPR大使の長尾春花さんによるバイオリン演奏、上尾児童合唱団、スティールパンバンド、上尾高校吹奏楽部、宮崎奈苗さん(司会) ことりっぷ展(ことりっぷのパネル展示)、観光推奨品などの販売、着ぐるみ(アッピー・まゆみちゃん・あゆみ)による会場内回遊
11/12(土) 10:30～ 12:30	市民体育館内 (あげお産業祭会場)	キラリ☆あげおPR大使の梅若泰志さん・長尾春花さんとともに『ことりっぷ上尾』を無料配布

※いずれの日もアンケートにご協力いただいた人に、『ことりっぷ上尾』の表紙柄をあしらったパスケース(数量限定)を配布します。

公開保育

保育課 ☎775-5044・☎774-5342

時・所 下表のとおり ㊦保育所での子どもたちの様子を見学する ㊦市内に在住の人 ㊦直接または電話で各保育所へ ※自転車か徒歩でおいでください。

とき	ところ	電話番号
12/6(火)	大石保育所	775-2553
	緑丘保育所	773-9865
	西上尾第一保育所	725-1200
12/7(水)	かわらぶき保育所	721-5858
	西上尾第二保育所	726-0282
	上平保育所	775-7047
12/8(木)	上尾西保育所	772-3544
	しらこぼと保育所	774-6310
	原市保育所	721-0519
12/9(金)	大谷保育所	775-2550
	畔吉保育所	725-5400
	上尾保育所	771-1556
	原市南保育所	722-3808
12/9(金)	小敷谷保育所	726-2698
	あたご保育所	774-8079

※原市団地保育所は原市保育所と統合しました。
※時間はいずれも9時30分～11時です。

パート・アルバイトの 収入と税金

所得税の問い合わせ
⇒上尾税務署 ☎770-1800(代表)
住民税の問い合わせ
⇒市民税課 ☎775-5131・FAX775-9846

給与収入に対する税

パートやアルバイトなどで得た収入は、給与所得として所得税・住民税(市・県民税)の課税対象になります。税金の種類により算出方法が異なるので注意が必要です。

①**所得税** 所得税の計算は、パートやアルバイトの1年間(1月1日～12月31日)で得た収入から、給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた金額に、定められた税率を掛けて算出します(例1参照)。

【例1】収入が給与収入だけで120万円、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入)－65万円(給与所得控除)－38万円(基礎控除)＝17万円(課税所得金額)

17万円(課税所得金額)×5.105%₅(合計税率)＝8,600円(所得税額)

※給与所得控除額や税率は、金額により異なります。
※合計税率は税率に復興特別所得税率2.1%₅を含めたものです。所得税額は100円未満の端数を切り捨てます。

②**住民税(市・県民税)** 住民税には均等割と所得割があります(例2・表1参照)。

均等割／前年の合計所得金額が31万5,000円(給与収入96万5,000円)を超えると、**年額5,000円**の均等割が課税されます(扶養親族がない場合)。

所得割／前年の総所得金額等が35万円(給与収入100万円)を超えると課税されます(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)。算出方法は、原則として所得税と同じですが、基礎控除33万円など所得控除の額と税率が異なります。

【例2】収入が給与収入だけで120万円、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入)－65万円(給与所得控除)－33万円(基礎控除)＝22万円(課税所得金額)

22万円(課税所得金額)×10%₅(税率)－2,500円(調整控除)＝1万9,500円(所得割)

1万9,500円(所得割)＋5,000円(均等割)＝2万4,500円(住民税額)

※給与所得控除は金額により異なりますが、税率は一律10%₅です。

【表1】給与収入に対する住民税額速算表(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)

給与収入(万円)	給与所得(万円)	平成28年度住民税額(円)		
		所得割額	均等割額	年税額
0～96.5	0～31.5	0	0	0
100	35	0	5,000 (年額)	5,000
103	38	2,500		7,500
110	45	9,500		14,500
115	50	14,500		19,500
120	55	19,500		24,500
125	60	24,500		29,500
130	65	29,500		34,500

※所得割額は給与所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額に10%₅の税率を掛け、さらに人的控除額の差(この場合は5万円)を調整するために5%₅分である2,500円を減額しています。

※人的控除額の差＝基礎控除や扶養控除などの「人的控除」は、所得税と住民税では控除額に差があります。例えば基礎控除の場合、所得税の控除額は38万円ですが、住民税は33万円です。

調整控除とは 税源移譲により生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の差額による負担増を調整するための控除です。この控除額は人的控除の内容や、課税所得金額により金額が異なります。

ご注意ください 所得税と住民税(市・県民税)では、課税が発生する金額が異なります。収入が給与収入だけで、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合、住民税は96万5,000円を超えると課税対象になりますが、所得税は103万円を超えると課税対象になります。

配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者の所得に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられる場合があります(表2参照)。

夫(妻)に所得があり、配偶者の収入が給与(パート・アルバイト)だけで、年間103万円以下なら配偶者控除38万円(住民税は33万円)、103万円を超えて141万円未満なら配偶者特別控除(金額は所得税・住民税とも収入により異なる)を所得控除として差し引くことができます。ただし、夫(妻)の合計所得金額が1,000万円(年間給与収入で約1,231万円)を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

【表2】パート収入に対する所得税の配偶者控除額、配偶者特別控除額

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38(33)万円	—
103万円超105万円未満	—	38(33)万円
105万円以上110万円未満	—	36(33)万円
110万円以上115万円未満	—	31(31)万円
115万円以上120万円未満	—	26(26)万円
120万円以上125万円未満	—	21(21)万円
125万円以上130万円未満	—	16(16)万円
130万円以上135万円未満	—	11(11)万円
135万円以上140万円未満	—	6(6)万円
140万円以上141万円未満	—	3(3)万円
141万円以上	—	—

※()は住民税の控除額です。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物